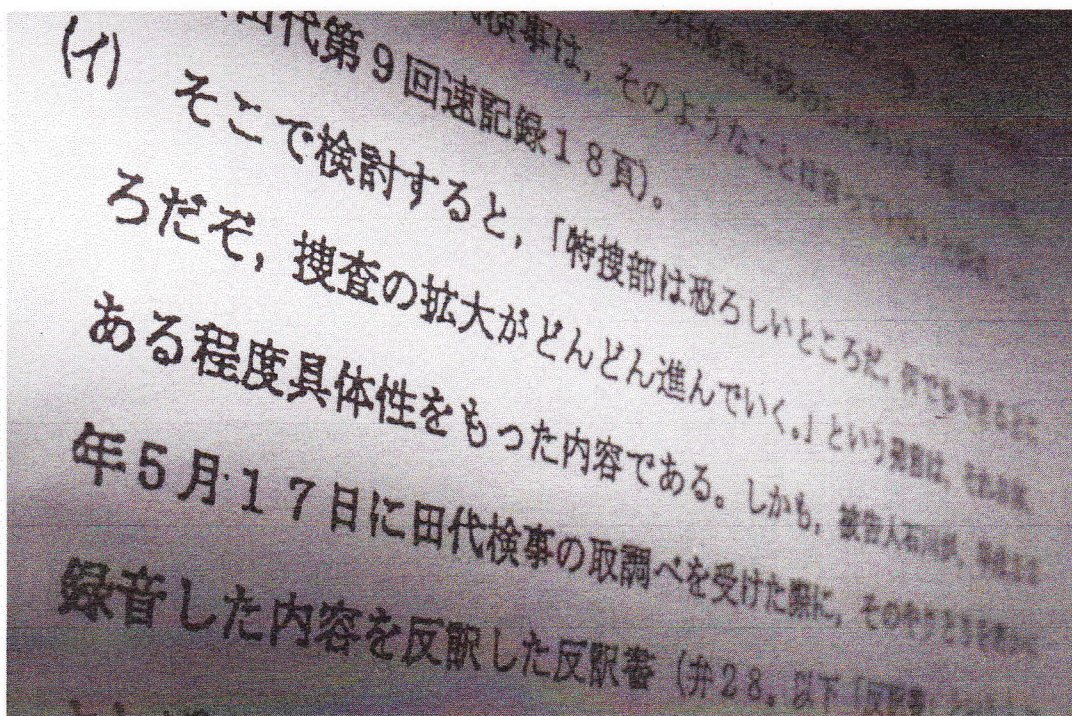


暴走検察指弾の「決定書」入手

「小沢無罪」決まりの中身

小沢一郎氏と検察の攻防は、小沢氏の勝利がほぼ確実になった。東京地裁が元秘書の公判で主要調書を却下、特捜部の取り調べを厳しく批判した。「最強の捜査機関」の看板返上につながるであろう、その詳細な内容は――。



これまでもたびたび任意性が争われてきた特捜調書。今回は、石川議員による「隠し録音」が痛打になった

「少なくとも小沢氏本人の無罪は、これで間違いないだろう」
90ページに及ぶ文書を読み終えたある元検察首脳は、こうつぶやいた。

小沢氏の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反事件で、秘書3人を審理する東京地裁（登石郁朗裁判長）は6月30日付で、検察と弁護側に「決定書」を出した。これは、検察側が法廷に証拠として提出した元秘書3人の調書のうち、「証拠」として採用できる調書と、採用できないとして却下する調書を決めたものだ。

「少なくとも小沢氏本人の無罪は、これで間違いないだろう」
90ページに及ぶ文書を読み終えたある元検察首脳は、こうつぶやいた。

却下された調書に書かれていた「供述」はなかったことになり、合計38通の調書のうち、11通が全文、却下された。一部を却下された調書も多い。この中には検察審査会が小沢氏の強制起訴を決めた際、主な理由に挙げた「4億円の虚偽記載について小沢氏に報告・了承を得た」とする元秘書・石川知裕衆院議

員(38)らの供述調書も含まれていた。つまり、小沢氏起訴の主要な証拠は信用できないと東京地裁が認めたことになる。小沢氏については、裁判の仕組み上、まったく別の裁判長が一から審理するため「絶対」とは言えないが、「小沢氏が無罪になる公算は極めて高くなった」というのが法律家の共通した見方だ。

本誌はこの決定書の全文を入手した。そこには、小沢氏を是非でも起訴しようとした特捜部の強引な取り調べと、裁判所のかつてない検察への「不信」が浮き彫りになっていた。

決定書を読み解く前に、まず陸山会事件の一連の経緯を簡単に振り返ってみよう。

東京地検特捜部は昨年1月、陸山会が小沢氏から借り入れ、後に返済した4億円について、政治資金収支報告書に記載しなかったとして、石川議員と元秘書で元会計責任者の大久保隆規被告(50)、元秘書池田光智被告(33)を政治資金規正法違反容疑で逮捕、起訴した。小沢氏本人については不起訴としたが、市民11人で構成する検察審査会に申し立てがあり、2度の「起訴相当」議決によって、小沢氏は強制起訴された。

ここまでは検察優位に事態が進んだ。変転したのは昨年9月、厚労省局長村木厚子さんが無罪になった郵便不正事件で、前田恒彦・元検事が証拠を改竄していたことが発覚、検察は苦境に追い込まれる。前田元検事は陸山会事件の捜査にも加わっており、大久保被告の取調官でもあったからだ。検察側は前田元検事が取り調べた大久保被告の調書はすべて取り下げたが、裁判所は今回の決定にあたり、ほかの検事による取り調べについても、徹底的に検証した。

この90ページの決定書の中で、石川議員に対する取り調べについては35ページをさき、三つの密室の謀略を明らかにした。

ひとつは、石川議員の取り調べの大半を担当した田代政弘検事による威迫だ。

「特捜部は恐ろしいところだ。何でもできるところだぞ、捜査の拡大がどんどん進んでいく」